

社会資源の活用に向けた 関係機関との連携

令和2年度介護支援専門員更新研修・専門研修課程Ⅱ

宮崎県社会福祉士会 永田 晃作

修得目標

- ① 他の制度（生活保護制度、成年後見制度等）を活用している事例、インフォーマルサービスとの連携が必要な事例等の居宅サービス計画等について分析し評価できる
- ② 分析し評価した内容をもとに、アセスメントや居宅サービス計画等における作成の留意点を再確認できる
- ③ 課題の普遍化と社会資源への効果的な働きかけができる
- ④ 別の類似の事例等に応用することができる
- ⑤ 他の制度を活用するにあたり重要となる各種知識や関係機関、多職種との連携方法に応用できる
- ⑥ 地域の社会資源（インフォーマルサービス等）を活用したケアマネジメントを実践できる

社会資源についての再確認

- その人らしい生活の実現のために多職種連携や地域支援ネットワークの構築について理解する

社会資源の再確認

その人らしい生活を実現するための連携

「尊厳の保持」 その人らしい生き方の保障、誰からも支配されることなく、自分自身が望む暮らし方を選択し、生きることができるところまでも意図したもの

包括的・継続的マネジメント

地域包括支援センターが行う地域支援事業の中の包括的支援事業の一つ

地域の関係者との協働

地域のネットワークづくり、地域生活支援

社会資源の再確認

チームアプローチ

- ① チームメンバーが互いの意見を知り、援助方針を共有する
- ② 支援の効果を最大限に発揮することができる
- ③ 支援者が交代できる仕組みができる

地域の連携先機関

- (1) フォーマルサービス
 - ・ 地域内の公的機関
- (2) インフォーマルサポート
 - ・ 自治会町内会、駐在所、消防団、地域住民、商店、タクシー業者、NPO法人、ボランティア団体、学校ほか

地域ケア会議の活用

- 地域包括ケアシステムの構築と高齢者個人に対する支援の充実を同時に進めていく手法の一つである
- 地域ケア会議は、介護支援専門員をサポートすることによって高齢者を支える視点が重要である

地域ケア会議の目的

多職種の協働

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員のケアマネジメントの実践力を高める

個別事例の蓄積と課題の一般化

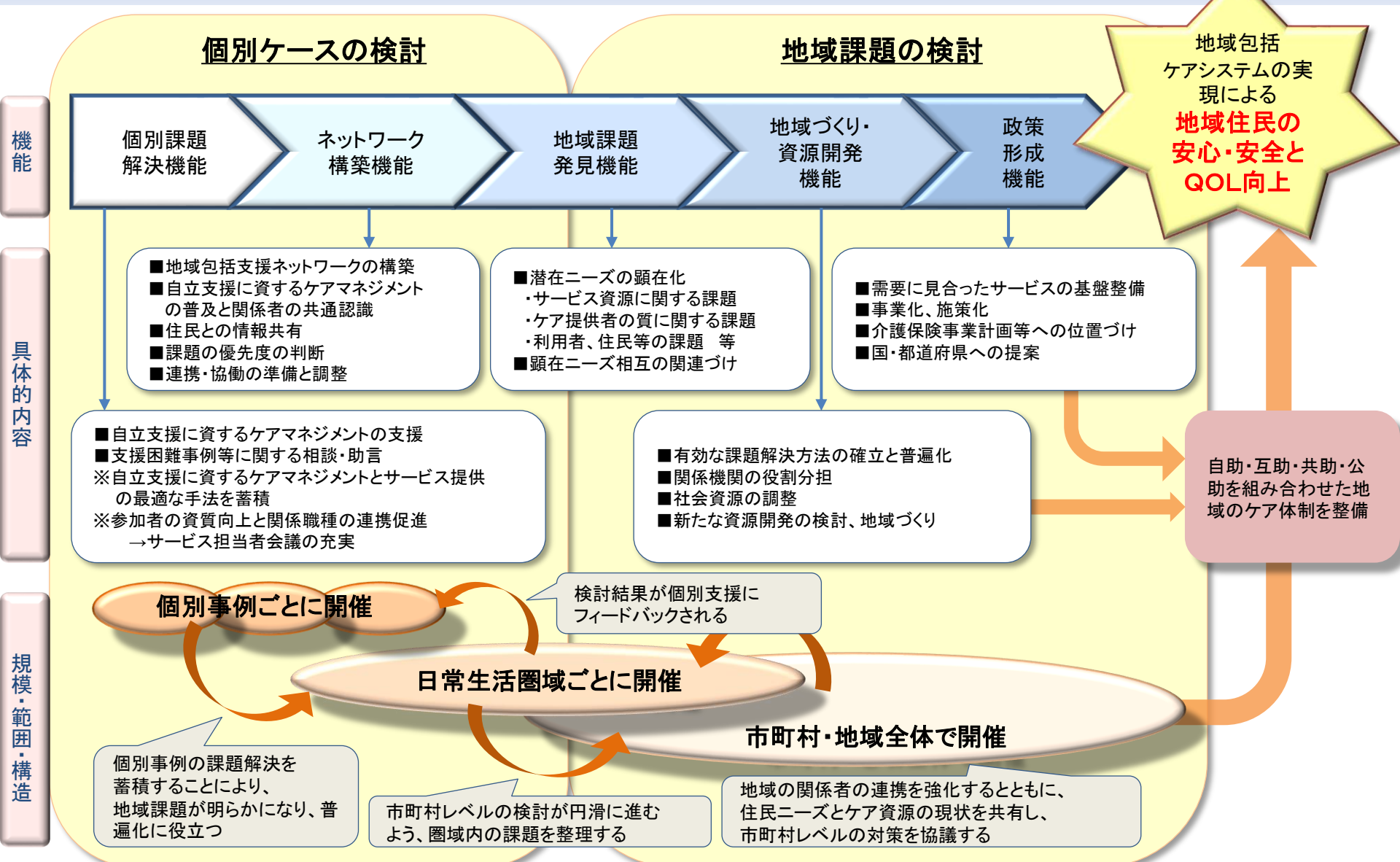
個別事例の課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する

資源開発・地域づくり

共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、介護保険事業計画への反映などの政策形成につながる

「地域ケア会議」の5つの機能

無断複写・転載を禁ずる



※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

地域ケア会議の機能

地域ケア会議の機能

- ①個別課題解決機能
- ②ネットワーク構築機能
- ③地域課題発見機能
- ④地域づくり・資源開発機能
- ⑤政策形成機能

地域ケア個別会議

- ①地域包括支援センターでの開催
- ②主な構成員
- ③側面に関わる活動

さまざまな事例での連携・制度の活用

生活保護制度

- 生活扶助 ➤ 日常生活に必要な費用(食費・水光熱費・被服費)
- 住宅扶助 ➤ アパート等の家賃(実費支給だが基準あり)
- 教育扶助 ➤ 義務教育を受けるために必要な費用
- 医療扶助 ➤ 医療サービスの費用(直接医療機関へ支払)
- 介護扶助 ➤ 介護サービスの費用(直接介護事業所へ支払)
- 出産扶助 ➤ 出産費用(実費支給だが基準あり)
- 生業扶助 ➤ 就労に必要な技能の取得等にかかる費用(基準あり)
- 葬祭扶助 ➤ 葬祭費用(定められた範囲で実費を喪主に対し支給)

さまざまな事例での連携・制度の活用

成年後見制度（任意後見制度）

判断能力が低下した時に備え、あらかじめ財産管理と身上監護について公正証書に支援の内容を決めておく

契約行為 ➤ 親族でも第三者でも任意後見人になれる

契約なので報酬が発生（公正証書に記す）

【手続窓口】公証人役場（公証役場）

判断能力が低下し、支援が必要となった場合には家裁へ任意後見開始の申立を行う ➤ 任意後見監督人が選任される

成年後見制度(法定後見制度)

判断能力が不十分な成年を保護するための制度(根拠法:民法)精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、その判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護する

後見 ～ 判断能力が欠けている

保佐 ～ 判断能力が著しく不十分

補助 ～ 判断能力が不十分

手続の窓口 ➤ 家庭裁判所(住所地を管轄する家庭裁判所)

- 申立(手続)ができる人
四親等内の親族
- 後見人等への就任者
専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)
や親族

最近では法人後見も主流
県内では市民後見人養
成も取り組まれている
- 後見人等の業務
財産管理 ～ 収入や土地などの管理
身上監護 ～ 医療・介護サービス等の契約

(裁判所へ報告)
1年間の収支報告や変化
などについて報告義務
- 監督人の選任
家庭裁判所は必要に応じ成年後見監督人を選任することができる

成年後見制度利用支援事業

高齢者関係

- ①広報啓発 ②説明会や無料相談会
- ③後見事務団体の紹介

制度の利用に係る経費の助成 ➤ 申立費用や鑑定費用、
登記費用、後見報酬

障害分野

障害福祉サービスの利用の観点から制度の利用が有効であると認められる障害者で、制度利用に要する費用について補助を受けなければ制度の利用が困難であると認められるもの

さまざまな事例での連携・制度の活用

生活困窮者自立支援制度

- 生活保護に至る前の段階で自立支援をはかる
例) 非正規雇用、80-50、障害の疑い、ホームレス、ニート、引きこもり、依存症者、矯正施設出所者、外国籍の方など
- 福祉事務所ごとに実施(委託可)
(直営)宮崎・西都・えびの (委託)都城・延岡・日向・日南・小林・串間
町村については、県の福祉事務所が担当
- <必須事業> 自立相談支援事業、住居確保給付金
- <任意事業> 就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援
こどもの学習支援
- プラン作成、支援調整会議、ネットワーク構築

さまざまな事例での連携・制度の活用

日常生活自立支援事業(あんしんサポート事業)

- 対象 判断能力が不十分な人
認知症高齢者や知的・精神障害者等
日常生活を営むうえで金銭管理や福祉サービスの利用援助を必要とする
 - 援助内容
 - ① 福祉サービスの利用援助 ② 苦情解決制度の利用援助
 - ③ 日常生活上の消費契約及び行政手続に関する援助
 - ① ~ ③に伴う援助として預貯金の払い戻しや預け入れなどの日常生活費の管理
- 契約に基づき支援 ➤ サービスの内容を理解したうえで契約締結能力があること

さまざまな事例での連携・制度の活用

障害者施策(障害者総合支援法)

- 平成15年4月 ・ 支援費制度(措置から契約へ)
- 平成18年4月 ・ 障害者自立支援法
三障害の一元化、就労支援の抜本的強化
- 平成25年4月 ・ 障害者総合支援法
社会的障壁の除去(医学モデル、社会モデル)
障害者の定義に難病・発達障害を追加
- 平成28年6月 ・ 障害者総合支援法改正
地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」
に対する支援の一層の充実
高齢障害者 介護保険サービスの円滑な利用を
促進

介護支援専門員と障害福祉制度

- 介護保険 ～ 65歳以上の人、40歳以上65歳未満
※介護保険と障害福祉施策とで共通する居宅サービスについては介護保険
- 40歳以上65歳未満の生活保護受給者(みなし2号)
そもそも生活保護受給者は、医療保険加入者ではないので、第2号被保険者にあたらない。特定疾病の人は第2号被保険者とみなして介護扶助として福祉サービスを受給することができる。
ただし、生活保護は他法優先なので、障害福祉サービスが利用できる場合は障害福祉制度が優先となる。

さまざまな事例での連携・制度の活用

老人福祉法

「措置制度」

やむを得ない事由で介護サービス利用が困難なとき、市町村の職権(措置)によりサービスが提供できる

高齢者の医療制度(後期高齢者医療制度等)

75歳以上の方が加入する公的医療保険制度

年金制度

①公的年金制度

②年金生活者支援給付金法

消費税率10%への引き上げ時から支給されている

ケアマネジメントの 各プロセスの留意点

- 地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践できるよう、プロセスごとの留意点を理解する

ケアマネジメントの各プロセス

ケアマネジメントの各プロセス

- ① インテーク
- ② アセスメント
- ③ 居宅(施設)サービス計画(ケアプラン)原案の作成
- ④ サービス担当者会議・計画の修正(合意)
- ⑤ モニタリング(継続的な管理)および評価
- ⑥ 終結

地域包括ケアシステムへの 展開

- 地域包括ケアシステムの実現に向け、多職種協働で必要な社会資源の開発、提案ができるようになる

地域包括ケアシステムへの展開

①地域ケア会議の活用、個別課題から地域課題の抽出

多様な視点、ネットワーク構築、個別課題の普遍化

②介護支援専門員からの提案

不足する資源、存在しない社会資源等を提案する

③医療・福祉・保健のコーディネートへの介入

「在宅医療・介護連携推進事業」

地域包括ケアシステムへの展開

④地域包括支援センターとの連携

- (1) 虐待が疑われる事例
- (2) 認知症(若年性認知症含む)のある利用者
- (3) キーパーソンのいない利用者
- (4) 精神疾患のある利用者及び家族と同居している利用者
- (5) サービスを拒否している利用者
- (6) 共依存傾向のある利用者及び家族
- (7) 生活困窮している利用者
- (8) 多問題が複雑に絡み合っている利用者